

地域密着型サービス (施設)

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

目次

- 地域密着型介護老人福祉施設の主な指導事項
- よくある質問

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

勤務体制の確保等（第24条等）

・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。



・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

- ・事業主講ずべき措置の具体的内容
 - a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - b 相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備
- ・事業主が講じることが望ましい取組について
 - ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ② 被害者への配慮のための取組③ 被害防止のための取組

【参考】厚生労働省のページ（介護現場におけるハラスメント対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

※令和4年4月1日から義務

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

事故発生の防止及び発生時の対応（第35条等）

- 事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていなかった。
 - ・事故が発生した場合の対応、事故報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - ・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - ・上記3つの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



・事故の発生又はその再発を防止するための措置行っていない場合、安全管理体制未実施減算として、介護報酬が1日につき**5単位の減算になります。**

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

身体拘束廃止未実施減算（老計発第0331005号第2の6(2)）

- ・ 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。
- 
- ・ **身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。**
 - ・ **身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。**
 - ・ **身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。**
 - ・ **身体拘束等の適正化のための定期的（年2回以上）な研修を実施すること。**

【参考】身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について
(疑義照会回答) 事務連絡(令和3年2月18日)

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の7（35）等）

- ・ 算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を把握せず算定していた。
- ・ 提供するサービスの質の向上に資する取組が行われていなかった。



・ 算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

・ 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施すること。

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の7（35）等）

○提供するサービスの質の向上に資する取組の例

- ・ L I F E を活用した P D C A サイクルの構築
- ・ I C T ・テクノロジーの活用
- ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

地域密着型介護老人福祉施設の 主な指導事項

ユニット型施設の勤務体制の確保等（第47条等）

- ・ 勤務表がユニットごとに作成されていなかった。
- ・ 勤務表にユニットリーダーの記載をしていなかった。
- ・ 日中に常時1人以上、介護又は看護職員が配置されていることが不明確だった。



- ・ 勤務表はユニットごとに作成し、常勤のユニットリーダーが誰かわかるように記載すること。
- ・ 日中には、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置すること。

※昼間に、ユニットごとに常時1以上の介護又は看護職員を配置していない場合、夜間及び深夜に2ユニットごとに1以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合、減算の対象となります。

地域密着型サービス事業者共通の 主な指導事項

地域との連携等（第157条準用等）

- ・ 運営推進会議がおおむね2月に1回以上開催されていない。



- ・ 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、当該会議に対し活動状況等を報告し、当該会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

また、感染症拡大防止の観点から、やむを得ず延期・中止する場合は、**その理由を適切に記録すること。**

【参考】厚生労働省のページ（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

地域密着型サービス事業者共通の 主な指導事項

内容及び手続の説明及び同意（第4条等）

- ・重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がなかった。



- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況として**実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果**の開示状況を重要事項説明書に記載すること。

「福祉サービス第三者評価」は「地域密着型サービス外部評価」とは異なる制度であり、受審は任意です。

任意である「福祉サービス第三者評価」を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要があるとして、重要事項説明書への記載が義務化されました。

参考「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」

（平成30年3月26日付社援発0326第8号老発0326第8号）

よくある質問

Q1 各計画書等へ署名、捺印は必要ですか。

A1 計画内容に同意を得て、交付したことがわかるのであれば、署名(サイン)は不要ですが、利用者や家族に対して説明、同意、交付を行った日を記録しておくことが望ましい。

(参考) 押印についてのQ&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)

※地域密着型介護老人福祉施設【地域密着型施設サービス計画】は、文章による同意が必要。

Q2 LIFEの入力について、発症年月日が不明な場合、どのように入力すればよいか。

A2 「年」については、70歳頃あるいは80歳頃のように、大体の発症年について、対応する「年」を入力すれば差し支えない。「月」については、不明な場合は、「6月」と入力すれば差し支えない。「日」については、不明な場合は、「15日」と入力すれば差し支えない。

(参考) LIFEの入力方法に関するQ & A <https://life.mhlw.go.jp/help>

よくある質問

Q3 新型コロナウイルスの影響により、人員が不足する可能性がありますどうすればいいですか。

A3 一時的に人員基準を満たせなくなる場合、利用者の処遇に支障のない範囲で運営して構わない。介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いも可能です。

また、一時的に人員基準を満たせなくなる場合、その満たせなくなった旨を記録してください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて等